

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）（抄）（第二条関係）	11
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）（抄）（附則第二項関係）	12

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第一条関係）  
 ※ 現行は、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二十四号）による改正（令和八年三月二十三日施行）後のもの  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、次に定めるところによる。</p> <p>一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、<u>防衛大臣の定める官職を占める者</u></p> <p>二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は水上戦隊の長、航空自衛隊</p>	<p>（一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、次に各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、<u>防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。</u></p> <p>一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、<u>防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者</u></p> <p>二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は水上戦隊の長、航空自衛隊</p>

の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占める者

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。第八条の五第四項第二号及び別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の通常勤務時間の通常勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3・4 (略)

(初任給調整手当)

の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の通常勤務時間の通常勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3・4 (略)

(初任給調整手当)

第八条の五 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の政令で定める期間並びに同条第三項の第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第

一項の政令で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の政令で定める額は、当該職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務

職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、法第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額

二 自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員

自衛官俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額

三 法附則第五項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用さ

れる俸給表の俸給月額のうち、法第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに法第五条第一項(第二号及び第四号に係る部分を除く。)の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五

第八条の五 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の政令で定める期間並びに同条第三項の初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(新設)

十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)

5 | 法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十條の五第一項の政令で定める時間数は、第七條の二第一項の防衛大臣の定める時間数とする。

6 | 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の五第一項の民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額及び政令で定める日、同条第二項の政令で定める換算の方法、同条第三項の政令で定める職員及び政令で定める支給の方法並びに同条第四項の政令で定める第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(専門スタッフ職調整手当)

第八條の六 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の六第一項に規定する政令で定める業務及び同条第三項に規定する政令で定める専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(自衛官候補生手当等の支給)

第十七條の十の二 (略)

2・3 (略)

4 | 自衛官候補生に対する第二種初任給調整手当は、新たに採用された自衛官候補生であつて、その採用された日において、自衛官候補生手当の月額を考慮して防衛大臣の定める額に十二を乗じ、その額を算定基礎時間数(第七條の二第一項の防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたものをいう。次項において同じ。)で除

(新設)

(新設)

(専門スタッフ職調整手当)

第八條の六 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の五第一項に規定する政令で定める業務及び同条第三項に規定する政令で定める専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(自衛官候補生手当の支給)

第十七條の十の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

して得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項及び次項において「特定額」という。）が、当該自衛官候補生が在勤する地域における第八条の五第六項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額（以下この項及び次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、同日から特定額が基準額以上となつた日の前日まで支給する。

5 前項の第二種初任給調整手当の月額を、特定額と基準額との差額に、算定基礎時間数を乗じ、その額を十二で除して得た額（当該額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

6 第四項の適用を受ける自衛官候補生以外の自衛官候補生であつて、同項に規定する第二種初任給調整手当を支給される者との権衡上必要があるものとして防衛大臣の定めるものには、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

7 前三項に定めるもののほか、自衛官候補生に対する第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（訓練招集手当の月額等）

第十七条の十四 訓練招集手当の額は、予備自衛官にあつては一万三千九百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とし、即ち予備自衛官にあつては二万七千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（訓練招集手当の月額等）

第十七条の十四 訓練招集手当の額は、予備自衛官にあつては一万三千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とし、即ち予備自衛官にあつては二万六千三百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

2・3 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、九千三百円とする。

2 (略)

(学生手当等の支給)

第十八条 (略)

2・6 (略)

7 第十七条の十の二第四項から第七項までの規定は、学生に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「新たに採用された」とあるのは「新たに防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた」と、「採用された日」とあるのは「命ぜられた日」と、「自衛官候補生手当」とあるのは「学生手当」と、「在勤する」とあるのは「教育訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(生徒手当等の支給)

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 第十七条の十の二第四項から第七項までの規定は、生徒に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「新たに採用された」とあるのは「新たに陸上自衛隊高等工科大学校に入校を命ぜられた」と、「採用された日」とあるのは「命ぜられた日」と、「自衛官候補生手当」とあるのは「生徒手当」と、「在勤する」とあるのは「教育訓練を受け

2・3 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、八千八百円とする。

2 (略)

(学生手当の支給)

第十八条 (略)

2・6 (略)

(新設)

(生徒手当の支給)

第十八条の二 (略)

2 (略)

(新設)

る」と読み替えるものとする。

(給与年額相当額)

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一〜四 (略)

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の百五（その者が退職の日の前日において法第六条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百六・二五）を、十二月一日に係るものにあつては百分の百七・五（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百八・七五）をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

附則

(給与年額相当額)

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一〜四 (略)

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の百二・五（その者が退職の日の前日において法第六条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百五）を、十二月一日に係るものにあつては百分の百七・五をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

附則

15 1～14 (略)

15 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の第三一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	百分の百五	(略)	(略)
(略)	(略)	防衛省令で定める率	(略)	(略)

17 16 (略)

17 当分の間、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の規定による第一種初任給調整手当の支給に関する第八条の五第一項第三号から第五号までに規定する地域及び地域手当の級地の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第六（第十条、第十条の二関係）

15 1～14 (略)

15 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の第三一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	百分の百一・五	(略)	(略)
(略)	(略)	防衛省令で定める率	(略)	(略)

17 16 (略)

17 当分の間、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の規定による初任給調整手当の支給に関する第八条の五第一項第三号から第五号までに規定する地域及び地域手当の級地の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第六（第十条、第十条の二関係）

官署	別海駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。以下この表において同じ。）	鹿追駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	今津駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	玖珠駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関
級別区分	二級	二級	二級	三級	一級

官署	(新設)	(新設)	(新設)	対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。以下この表において同じ。）	(新設)
級別区分	(新設)	(新設)	(新設)	二級	(新設)

備考 (略)	(略)	奄美駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関
	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（平均給与額計算の場合の給与の特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。</p> <p>一 自衛官候補生にあつては、自衛官候補生手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>二 学生にあつては、学生手当、第二種初任給調整手当、単身赴任手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>三 生徒にあつては、生徒手当、第二種初任給調整手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>四〇七（略）</p>	<p>（平均給与額計算の場合の給与の特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。</p> <p>一 自衛官候補生にあつては、自衛官候補生手当、扶養手当、単身赴任手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>二 学生にあつては、学生手当、単身赴任手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>三 生徒にあつては、生徒手当及び防衛大臣が定める額の食事代</p> <p>四〇七（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （暫定再任用隊員に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の二第二項、 第八条の三第二項及び第八条の五第四項の規定の適用については、 暫定再任用短時間勤務隊員は、これらの規定に規定する定年前 再任用短時間勤務職員とみなす。</p> <p>3（略）</p> <p>（若年定年退職者給付金に関する経過措置）</p> <p>第三条 この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した令和三年国公法等改正法第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用する。</p>	<p>附則 （暫定再任用隊員に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条の二第二項及び第八条の三第二項の規定の適用については、暫定再任用短時間勤務隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。</p> <p>3（略）</p> <p>（若年定年退職者給付金に関する経過措置）</p> <p>第三条 新令第二十四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した令和三年国公法等改正法第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用する。</p>